

意見書案第 18 号

同性婚の法制化を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

令和 5 年 7 月 6 日

大津市議会議長

竹 内 基 二 様

提 出 者 杉 浦 智 子
林 まり
柏 木 敬友子
小 島 義 雄

同性婚の法制化を求める意見書

2023年5月20日に発表された主要7か国首脳会議の首脳宣言は、世界中の女性及び少女並びにLGBTQIA+の人々の人権と基本的自由に対するあらゆる侵害を強く非難すると明記した。しかし、日本は主要7か国で唯一、同性婚が認められておらず、国内外で大きな問題となっている。

名古屋地裁は、同性同士の結婚を認めない民法などの規定は憲法違反だとする愛知県の男性カップルが国に損害賠償を求めた訴訟で、2023年5月30日に違憲とする判断を示した。異性カップルにのみ法律婚制度を設け、同性カップルには関係を保護する枠組みすら与えていないことは、法の下での平等を定めた憲法第14条と、婚姻に関する法制定で個人の尊厳に基づくことを求めた憲法第24条第2項に反するとした。

名古屋地裁の判決は、自治体のパートナーシップ制度導入の広がりや諸外国での同性婚制度の制定の動きなどを挙げ、男女間の結婚を中核とした伝統的な家族観は唯一絶対のものではなくなり、同性カップルに対する理解が進み、これを承認しようとする傾向が加速していると述べた。その中で、同性愛者を法律婚から排除することで大きな格差をつくっていることの合理性は揺らいでおり、無視できない状況と指摘している。

法律婚制定から70年以上の長期にわたり、少なくない人口の同性カップルに対して利益の保護の枠組みが与えられていない。その下で、性的マイノリティーのパートナー関係を自治体が承認し、医療や住宅などの困りごとを軽減するパートナーシップ制度が、2023年5月現在325自治体で導入され、人口の7割を超える地域に広がっていることは重要であり、現状を放置することは到底許されない。政府は、前述の判決文に個々のカップルが重要な人格的利益を享受できないだけでなく、その総体としての規模も期間も相当なものであるから、同性カップルに対する保護がなされない影響は深刻なものとも記されたことを、真剣に受け止めるべきである。

よって、国及び政府においては、速やかに同性婚の法制化に踏み切るよう求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年7月6日

大津市議会議長 竹内 基二

内閣総理大臣

総務大臣

法務大臣

衆議院議長

参議院議長

あて